

第 13 回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議

日 時：令和 5 年 12 月 27 日（水）

午後 7 時 00 分～午後 9 時 00 分

場 所：大島支庁 4 階会議室

会 次 第

1 開 会

2 奄美保健医療圏地域医療構想調整会議議長あいさつ

3 報 告

専門部会の実施状況について

4 協 議

(1) 病院及び有床診療所の病床数並びに病床機能に関すること

(2) 外来医療に関すること

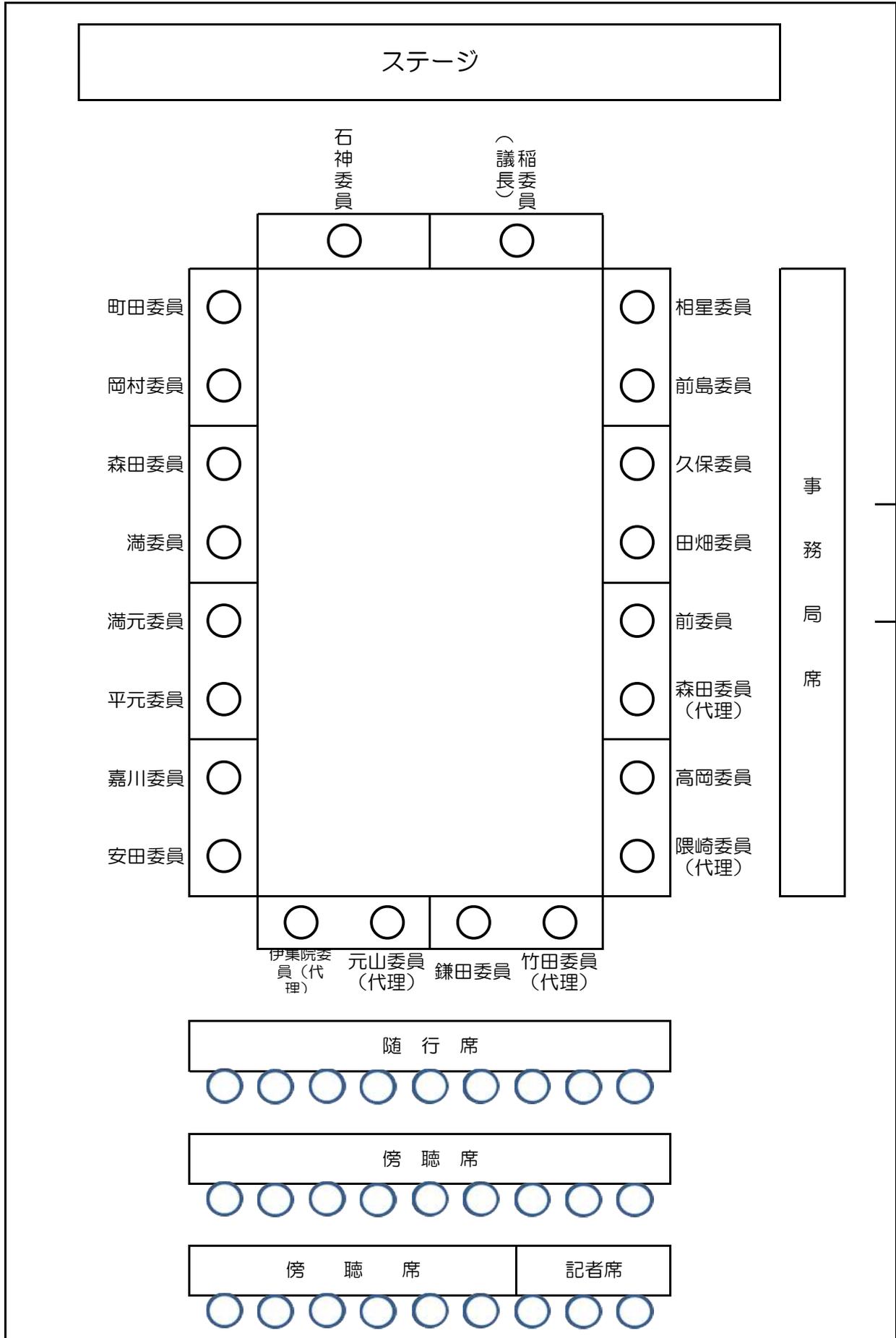
(3) その他

5 閉 会

第13回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議 出席名簿

	所 属	職名	氏 名	備考
1	大島郡医師会	会長	稲 源一郎	* 議長
2	大島郡歯科医師会	会長	町田 慶太	
3	鹿児島県奄美薬剤師会	会長	岡村 芳和	
4	鹿児島県看護協会大島地区	地区長	森田 英樹	
5	県立大島病院	院長	石神 純也	* 副議長
6	大島郡医師会病院	院長	満 純孝	
7	名瀬徳洲会病院	院長	満元 洋二郎	
8	奄美中央病院	院長	平元 良英	
9	宮上病院	院長	宮上 寛之	欠席
10	よしかわクリニック	院長	嘉川 潤一	
11	奄美市	市長	安田 壮平	
12	大和村	村長	伊集院 幼	<代理> 仲新城副村長
13	宇検村	村長	元山 公知	<代理> 植田副村長
14	瀬戸内町	町長	鎌田 愛人	
15	龍郷町	町長	竹田 泰典	<代理> 加藤保健福祉課長
16	喜界町	町長	隈崎 悦男	<代理> 金江副町長
17	徳之島町	町長	高岡 秀規	
18	天城町	町長	森田 弘光	<代理> 禰副町長
19	伊仙町	町長	大久保 明	欠席
20	和泊町	町長	前 登志朗	
21	知名町	町長	今井 力夫	欠席
22	与論町	町長	田畑 克夫	
23	鹿児島県保険協会	代表	久保 和代	* 奄美市国保年金課長
24	大島地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	前島 克幸	
25	大島支庁保健福祉環境部 名瀬・徳之島保健所	部長兼所長	相星 壮吾	

第13回奄美保健医療圏地域医療構想調整会議 配席図



【協議内容】

(1)－1 病院

1. 県立大島病院：回復期病床への転換について、協議継続中。
(高急) 10 床, (急) 270 床, (休) 51 床
→ (高急) 10 床, (急) 233 床, (回) 37 床, (休) 51 床
2. 名瀬徳洲会病院：いづはら医院からの事業譲渡を追加で協議。
(高急) 6 床, (急) 119 床, (回) 42 床, (慢) 103 床
→ (高急) 30 床, (急) 133 床, (回) 42 床, (慢) 103 床 計 38 床増床
3. 喜界徳洲会病院：増床分の移床元は保留中。病床機能について継続協議中。
(回) 50 床, (慢) 49 床
→ (高急) 6 床, (急) 34 床, (慢) 49 床 (内 (回) 20 床)
4. 徳之島徳洲会病院：増床については合意。病床機能について協議継続中。
(急) 120 床, (回) 37 床, (慢) 42 床
→ (高急) 16 床, (急) 80 床, (回) 68 床, (慢) 73 床 計 38 床増床
5. 沖永良部徳洲会病院： (急) 60 床, (回) 32 床, (慢) 40 床
→ (高急) 6 床, (急) 54 床, (回) 32 床, (慢) 40 床
6. 与論徳洲会病院： (急) 49 床, (慢) 32 床
→ (高急) 4 床, (急) 45 床, (慢) 32 床 (内 (回) 12 床)

(1)－2 有床診療所

1. むかいクリニック：(休) 19 床を(急) 19 床へ。
2. 朝沼クリニック：(急) 18 床を現状維持。
3. 記念クリニック奄美：(回) 11 床を現状維持。
4. 奄美市笠利国民健康保険診療所：(休) 19 床を現状維持。
5. 国民健康保険大和診療所：(休) 2 床を現状維持。
6. 国民健康保険宇検診療所：(休) 2 床を立て替えに伴い廃止し、無床へ。
7. いづはら医院：(急) 19 床は名瀬徳洲会病院に譲渡し、無床へ。
8. 朝戸医院：(慢) 19 床を現状維持。
9. 本部医院：(急) 19 床を現状維持。
10. 大蔵医院：(急) 16 床を 2025 年度までに廃止し、無床へ。

(2) 外来医療に関すること

(3) その他

○2025年将来推計人口に基づく各島における病床の必要量について

1 2025年における医療供給（病床の必要量）

	2025年の将来推計人口	奄美医療圏全体に占める割合（％）	2025年における医療供給（病床の必要量）*				R3年度病床機能報告 （速報値前独自集計） 総病床数	
			高度急性期（床）	急性期（床）	回復期（床）	慢性期（床）		合計（床）
			43.0	205.5	260.0	188.4		
奄美大島	54,826	55.1	43.0	205.5	260.0	188.4	1,206	
喜界島	6,900	6.9	5.4	25.9	32.7	23.7	108	
名瀬保健所管内①	61,726	62.0	48.4	231.3	292.7	212.1	1,314	
徳之島	21,274	21.4	16.7	79.7	100.9	73.1	277	
沖永良部島	12,090	12.1	9.5	45.3	57.3	41.5	186	
与論島	4,437	4.5	3.5	16.6	21.0	15.2	89	
徳之島保健所管内②	37,801	38.0	29.6	141.7	179.3	129.9	552	
合計 ①+②	99,527	100.0	78.0	373.0	472.0	342.0	1,866	

*2025年推計人口をもとに奄美保健医療圏全体に占める割合を算出し2025年における病床必要量に乗じて各期の病床数を計算しており、高齢化率等は考慮していない

【参考資料】 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（H25年3月推計）
鹿児島県地域医療構想

2 2025年（R7年）における医療供給（病床必要量）と令和5年度地域医療構想調整会議 独自集計R5.11.8時点の差

(1) 名瀬保健所管内

医療機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
令和5年度 (R5.11.8現在) A	46	593	230(250)	297(277)
2025年における 医療供給 (病床の必要量) B	48.4	231.3	292.7	212.1
A - B	△ 2.4	361.7	△ 62.7(42.7)	84.9(64.9)

(2) 徳之島保健所管内

医療機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
令和5年度 (R5.11.8現在) A	26	198	126(138)	172(160)
2025年における 医療供給 (病床の必要量) B	29.6	141.7	179.3	129.9
A - B	△ 3.6	56.3	△ 53.3(41.3)	42.1(30.1)

※（ ）内は、実質の病床機能数

奄美保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うため，奄美保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 奄美医療圏における将来の病床数の必要量を達成するための方策
- (2) 奄美医療圏における地域医療構想の達成を推進するために必要な事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員30人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから大島支庁長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は，再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。

3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，大島支庁長が招集する。

2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は，議長がこれを招集する。

3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と，「委員」とあるのは「部会員」と，「議長」とあるのは「部会長」と，「副議長」とあるのは「副部会長」とする。

とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、大島支庁保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、平成28年12月26日から実施する。